

○総務省令第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の規定に基づき、並びに同法及び政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）を実施するため、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十四日

総務大臣 村上誠一郎

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(収支報告書の様式及び記載要領) 第八条 法第十二条第一項の報告書の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第十四号様式に定めるところによる。 (収支報告書に係るデータベース) 第三十四条 法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項(次項に定める事項を除く。)に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものである。 2 法第二十条第五項に規定する個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項は、法第十二条第一項第一号ロ、ハ、ト又はチに掲げる事項が記載された様式のうち、寄附をした者、寄附のあつせんをした者、政治資金パーティーの対価の支払をした者又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者が個人であるものに係る様式に記載された事項とする。 別記 第13号様式 (第6条関係) [様式 略] (記載要領) 1 収入簿 〔(1)～(4) 略〕 (5) 寄附 (政党匿名寄附 (寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。))を除く。以下(7)を除き、1において同じ。))については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が特例上場日本法人 (法第22条の5第2項に規定する特例上場日本法人をいう。<u>1</u>及び(8)において同じ。))であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨 (寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)を、併せて記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。 【ア 略】 イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社 (乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務	(収支報告書の様式及び記載要領) 第八条 法第十二条第一項の報告書(以下「収支報告書」という。))の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第十四号様式に定めるところによる。 第三十四条 削除 別記 第13号様式 (第6条関係) [様式 同左] (記載要領) 1 収入簿 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 寄附 (政党匿名寄附 (寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。))を除く。以下(7)を除き、1において同じ。))については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。<u>1</u>において同じ。))であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨 (寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)を、併せて記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。 【ア 同左】 イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社 (乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務

所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、特例上場日本法人からの寄附については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

【ウ 略】

〔（６）・（７） 略〕

（８） 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）、当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が特例上場日本法人であるときはその旨を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

〔（ア） 略〕

（イ） 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、特例上場日本法人からの対価の支払については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

エ

〔（ウ） 略〕

【イ 略】

〔（９）～（１３） 略〕

〔２・３ 略〕

第14号様式（第8条関係）

〔様式 略〕

〔（備考） 略〕

所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

【ウ 同左】

〔（６）・（７） 同左〕

（８） [同左]

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

〔（ア） 同左〕

（イ） 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町１丁目１番１号（甲野太郎）」というように記載すること。。

〔（ウ） 同左〕

【イ 同左】

〔（９）～（１３） 同左〕

〔２・３ 同左〕

第14号様式（第8条関係）

〔様式 同左〕

〔（備考） 同左〕

(記載要領)	
[1 ～ 3 略]	
4 様式 (その1) について	
[(1) ～ (5) 略]	
<u>(6) 電子情報処理組織を使用する方法 (オンラインシステムを利用する方法) により報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。</u>	
[5 ～ 9 略]	
10 様式 (その7) について	
(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が <u>特例上場日本法人 (法第22条の5第2項に規定する特例上場日本法人をいう。 (4) 及び14において同じ。)</u> であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨 (寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。) を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。	
[(2) ・ (3) 略]	
(4) 法人その他の団体からの寄附のうち、 <u>特例上場日本法人</u> からの寄附については、「備考」欄に「 <u>特例上場日本法人</u> 」というように記載すること。	
[(5) ・ (6) 略]	
[11～13 略]	
14 様式 (その11) について	
(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入 (報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。(1) 及び15において同じ。) のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が <u>5万円</u> を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業、 <u>当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が特例上場日本法人であるときはその旨を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別業とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る<u>5万円</u>以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。</u>	
[(2) 略]	

(記載要領)	
[1 ～ 3 同左]	
4 様式 (その1) について	
[(1) ～ (5) 同左]	
[新設]	
[5 ～ 9 同左]	
10 様式 (その7) について	
(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が <u>上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。 (4) において同じ。)</u> であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨 (寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。) を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。	
[(2) ・ (3) 同左]	
(4) 法人その他の団体からの寄附のうち、 <u>上場・外資50%超会社</u> からの寄附については、「備考」欄に「 <u>上場・外資50%超</u> 」というように記載すること。	
[(5) ・ (6) 同左]	
[11～13 同左]	
14 様式 (その11) について	
(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入 (報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。(1) 及び15において同じ。) のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が <u>20万円</u> を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに <u>当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別業とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る<u>20万円</u>以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。</u>	
[(2) 同左]	

<u>(3)</u> 法人その他の団体からの対価の支払のうち、特例上場日本法人からの対価の支払については、「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。 15 様式 (その12) について 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が<u>5万円</u>を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る<u>5万円</u>以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。 [16～24 略]	[新設] 15 様式 (その12) について 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が<u>20万円</u>を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る<u>20万円</u>以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。 [16～24 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

1 この省令は、令和九年一月一日から施行する。

2 政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により政治資金規正法（以下「法」という。）第十二条第一項又は第十七条第一項に規定する報告書（以下「報告書」という。）に併せて提出することができるとする書面（以下「住所限定報告書」という。）の作成及び提出は、法第二十条第三項に規定する個人寄附者等の住所に係る記載を都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限った様式を附則様式により作成し、報告書中政治資金規正法施行規則第三十四条第二項に規定する様式以外の様式を住所限定報告書のうち附則様式以外のものを兼ねるものとして併せて提出することにより行うものとする。

(その7の2)

7

(その 8 の 2)

[illegible]

(その11の2)

(11の2) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称					
				対価の支払をした者の区分		個 人			
対価の支払をした者の氏名		金 額				年 月 日	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職 業	備考
		十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計									
合 計									

(その12の2)

(12の2) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳										政治資金パーティーの名称					
										対価の支払のあつせん者の区分		個 人			
対価の支払のあつせん者の氏名	金 額								提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住所（都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。）	職 業	備考		
		十億		百万		千		円							
こ の 頁 の 小 計															
合 計															

(記載要領)

- 1 電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）以外の方法により報告書を提出するときは、個人からの寄附、寄附のうち個人によつてあつせんされたもの並びに政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によつて対価の支払が行われたもの及び個人によつて対価の支払のあつせんをされたものの内訳について、それぞれ附則様式（その 7 の 2）、（その 8 の 2）、（その 11 の 2）及び（その 12 の 2）に必要事項を記載し、政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その 7）、（その 8）、（その 11）及び（その 12）と併せて提出することができる。なお、附則様式（その 7 の 2）、（その 8 の 2）、（その 11 の 2）及び（その 12 の 2）を併せて提出した場合には、個人からの寄附、寄附のうち個人によつてあつせんされたもの並びに政治資金パーティーの対価に係る収入のうち個人によつて対価の支払が行われたもの及び個人によつて対価の支払のあつせんをされたものの内訳について、政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その 7）、（その 8）、（その 11）及び（その 12）ではなく附則様式（その 7 の 2）、（その 8 の 2）、（その 11 の 2）及び（その 12 の 2）の内容が総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会からインターネットを利用する方法により公表されることとなる。
- 2 「住所」欄以外については、それぞれ政治資金規正法施行規則別記第 14 号様式（その 7）、（その 8）、（その 11）及び（その 12）と同一の内容を記載すること。
- 3 「住所」欄については、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限り、記載すること。